

すまいづくり交流ネットワーク 規約

令和2年7月6日改定

(趣旨)

第1条 品質の高い住宅の供給を図るため、すまいづくり交流ネットワーク（以下「すまいネット」という。）を設置し、もって消費者の保護を図るとともに、住宅事業者等の健全な発展を促進するものとする。

(事業)

第2条 すまいネットは、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 会員に対する情報提供
- 二 会員に対する研修会等の実施
- 三 各種住宅等に関する普及活動
- 四 関係各機関との連絡調整
- 五 その他すまいネットの目的を達成するために必要な事項

(会員の資格等)

第3条 すまいネットの会員は、住宅保証機構に届出し、下記業務区域内

埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都（島しょ部を除く）、神奈川県の全域 に事業所を有する住宅建設事業者等及びすまいネット役員をもって構成する。

- 2 会員は別に定める「設計施工基準」（以下「施工基準」という。）を遵守し、建物の設計・施工・保守管理について誠心誠意努め、住宅の品質の確保・向上を図らなければならない。
- 3 リフォーム会員において、2項に規定する事項の遵守を怠り、事故を多発させる等不適当な行為が認められた場合には、除名することとする。

(品質管理基準の設置及び適合性確認)

第4条 本会は、品質管理基準を定め、会員への周知と適合性の確認を行うこととする。

(役員)

第5条 すまいネットに、次の役員を置く。

会 長 1名
副会長 1名

(役員の仕事)

第6条 会長は、すまいネットを代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その会務を代理する。

(定例会)

第7条 定例会の開催は、毎事業年度1回とする。

2 定例会は、会長が招集する。

3 定例会の議長は、会長が行う。

(定例会の報告事項)

第8条 定例会は、次の事項を報告する。

- 一 規約の改廃
- 二 事業計画
- 三 事業報告
- 四 その他会長が必要と認める事項

(事務局)

第9条 すまいネットの事務局は、「〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-12-3」とする。

(会費)

第10条 会費は徴収しないものとする。

(事業年度)

第11条 すまいネットの事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

ただし、平成23年度の事業年度は平成23年9月20日から平成24年3月31日までとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 センターが定める個人情報保護規程を準用する。

附 則

この規約は、平成23年9月20日から施行する。

この規約は、平成26年4月25日から施行する。

この規約は、平成27年10月1日から施行する。

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

この規約は、令和2年7月6日から施行する。